

## 確認会議で確認できた主な内容（案）

北海道及び幌延町は本会議において、日本原子力研究開発機構の説明により昨年度の確認会議で確認した事項に加え、以下の事項について確認した。

## 記

## 1 研究成果及び研究計画について

## ○令和元年度の研究実績について

- ・機構は、令和元年度は令和元年度（平成 31 年度）計画書のとおり、3つの必須の課題について研究を行い、本年 2 月及び 3 月の外部評価結果も踏まえ、昨年度の確認会議で説明した令和元年度までの成果を得たこと。これにより、令和 2 年度以降の研究計画に、新たに明確になった研究課題はないこと。

## ○令和 2 年度の研究計画について

- ・機構は、令和 2 年度の研究は「令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画」及び「令和 2 年度調査研究計画」のとおり開始しており、遅れは出ていないこと。
- ・新型コロナウイルスの影響による大きな問題は発生していないこと。

## ○研究評価の状況について

- ・機構は、外部評価の意見とその対応については、ホームページで公開していること。今後、公開する際には、評価の状況を北海道及び幌延町へ報告すること。

## ○年度ごとの研究の進捗状況について

- ・機構は、研究計画に対する研究課題の進捗状況がわかるよう、研究課題毎にどのような成果を出しているのか、また、研究課題間の関連性はどうなっているのかなど、より分かりやすい資料の作成に努めること。

## 2 研究終了後の埋め戻しについて

## ○研究終了後の埋め戻しについて

- ・機構は、昨年度の確認会議において「国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示す」としているが、研究終了後の埋め戻しの考え方について、令和元年度から埋め戻しを行っている機構の研究施設である瑞浪超深地層研究所の例とともに、埋め戻し方法や工事期間、周辺環境のモニタリングなどの一般的な事例を整理し、来年度の確認会議で示すことを検討すること。
- ・埋め戻しは、幌延深地層研究センターの地下研究施設の建設時に発生した掘削土（ズリ）で行うこととしているが、土の性状は経年変化する可能性があることから、今後、埋め戻しの検討において考慮すること。

## 3 情報公開等について

## ○前年度成果と年度計画の報告について

- ・機構は、来年度以降の地域における報告会の説明資料作成にあたっては、道民がイメージしやすい表現を用いるなど受け手側を考慮した資料作りに努めること。
- ・来年度以降、前年度の研究成果については、一部見込みになる部分もあるが、新年度の研究計画の提出の際に提出すること。
- ・来年度以降の計画書の作成にあたっては、当該年度の研究内容と前年度の研究とのつながりを意識するよう努めること。

#### ○情報公開・情報発信・理解促進について

- ・機構は、新たな情報発信の取組として、前年度の研究成果報告や新年度の研究計画の説明会の様子をライブ配信するとともにYouTubeに配信したほか、センター併設の展示施設「ゆめ地創館」の館内案内動画のホームページ公開や幌延町広報誌での情報発信などを行っていること。また、引き続きプレス発表やインターネットを活用した情報発信など広報に取り組むこと。
- ・幌延深地層研究センターの研究の目的と得られる成果を施設見学会や地域の説明会における資料などにおいて具体的に示す工夫をすること。
- ・幌延深地層研究センターがなし崩し的に処分場になるのではないかとの懸念に対し、そうしたことになり得ないことを広く理解いただけるよう、今後、地域の説明会において処分場の選定プロセスとの違いなども紹介していくこと。
- ・分かりやすい広報資料の作成に向け、外注や広報部署との連携を検討していくこと。
- ・リスクコミュニケーションの専門家や科学ジャーナリストの方などとも相談し、機構の情報公開の取組について常に改善し、実行していくこと。

#### 4 安全確保等について

##### ○安全管理について

- ・機構は、万が一の坑内火災などに備え、訓練の拡充を行うとともに、火災発生時の対応要領等の再確認などを実施し、ホームページで公表していること。
- ・地震発生時の地下設置の地震計の観測データをホームページで公開していること。

#### 5 三者協定との整合性について

##### ○協定第二条について

- ・機構は、令和元年度に、放射性物質を利用した試験研究は行っておらず、令和2年度もないこと。放射性物質を用いた研究は茨城県にある機構の核燃料サイクル工学研究所で行っており、幌延深地層研究センターとの役割分担と連携により必要な成果をあげていること。

##### ○協定第三条について

- ・現時点でNUMOとの共同研究について具体的に決まったものはないこと。仮にNUMOと共同研究を実施する場合でも、NUMOへの譲渡や貸与を行わないことを前提に機構が主体となり機構の研究目的や課題と整合し機構の責任において研究施設を運営・管理すること。

##### ○協定との整合性全般について

- ・令和元年度の研究成果及び令和2年度の研究に関し、三者協定に反するものはないこと。

#### 6 500mにおける研究の検討について

##### ○500mにおける研究について

- ・機構は、500mの研究を実施するかどうかについて検討するのは、内部で議論した結果、必須の課題の研究を進め、技術基盤を整備していくために有効な可能性があることと判断したためであること。
- ・今年度、500mでの研究等を実施するかどうかについて判断材料を集めるための設計を開始し、その検討を踏まえ、今年度中を目途に実施するかどうかを判断すること。
- ・実施については、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の研究課題の範囲内であることを前提に令和2年度以降の研究期間の研究工程におさまるかといった観点から判断すること。
- ・判断した内容、理由等については、確認会議で北海道及び幌延町へ説明すること。